

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年11月までの期間及び51年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から50年11月まで
② 昭和51年12月から54年3月まで

昭和54年に結婚したとき、妻が国民年金を漏らさず納付していたので、私も納付したいと思い、役場に問い合わせた。すると、さかのぼって納められると言われたので、金融機関の人に頼んだところ、分厚い納付書を持って来てくれて、それを使って納めた。最後の保険料を納めたとき、未納だった部分が納付完了していることを当時の役場の人に確認し、家族も知っている。確かに納めているので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年に結婚したときに、役場職員から、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納めることができると教示され、金融機関職員が用意した分厚い納付書により、現年度分の保険料及び過去数か月分の保険料を合わせて同職員に支払ったと主張している。

しかし、国民年金保険料現金納入者一覧表によれば、申立人は、昭和54年4月から59年3月まで申請免除していた5年分の国民年金保険料を59年5月19日から63年2月23日までの間に数か月分ずつまとめて納付し、免除期間の追納を完了していることが確認できることから、さかのぼって納められると言われた期間は、当該免除期間であったと推認される。

また、第3回特例納付期間である昭和53年7月から55年6月までの期間の国民年金保険料現金納入者一覧表を調査したが、申立人が国民年金保険料を納付した記録は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 181

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで
私は、申立期間当時、A社の代表取締役をしていた。報酬は月額で 60 万円くらいだったと思うが、社会保険庁の記録では 9 万 2,000 円となっており、実際の報酬額と違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社が適用事業所でなくなった後の同年 4 月 5 日付けで、申立人の標準報酬月額 (59 万円) が、10 年 12 月 1 日までさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所保管の平成 11 年度滞納処分票によれば、A社では平成 11 年 9 月ころから保険料の滞納が発生し、同社の経理担当者 と社会保険事務所の職員との間で複数回にわたり、滞納の処理方法について話し合いが行われていたことが認められるところ、12 年 3 月 3 日の話し合いにおいて、同社経理担当者から社会保険事務所の職員に対し、「社会保険の継続が困難なこと、社員に話し同年 3 月 31 日付けで全喪すること及び社長の更正減をし、残りは分割で払う。」等、具体的かつ重要な内容が伝えられたことが確認できるが、当該経理担当者の証言等も踏まえると、社会保険事務等の決定権を有しない経理担当者が単独でこのような決定をなし得るとは考え難く、当該減額処理は、代表取締役である申立人の指示又は事前の承認等の関与がうかがわれることから、申立人は、当該減額処理に同意したものと考えられる。

また、申立人が提出した「給与支給額」(税理士へ提出のため作成)には、

平成 12 年 1 月分から同年 3 月分（同年 5 月 19 日作成）の申立人の厚生年金保険料の控除額が 7,981 円とされており、当時の標準報酬月額 9 万 2,000 円の保険料額と一致することから、この「給与支給額」が同年 4 月 5 日に減額遡^{そきゆう}及訂正された内容に基づいて作成されたものと推認でき、申立人の「標準報酬が下がったという通知も何も無かった。会社としては何もしていない。」との主張は認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 22 年 3 月 14 日まで

私は、昭和 21 年 3 月 15 日に A 社（現在は、B 社）に入社した。申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 3 月 15 日に A 社に入社し、同日付けで厚生年金保険に加入したと主張しているが、B 社は、「申立人が昭和 21 年 3 月 15 日に A 社に入社した記録はあるが、厚生年金保険の加入記録は既に廃棄されているため、加入時期は分からない。」と回答している。

また、申立人と同様に昭和 22 年 3 月 14 日に厚生年金保険に加入している記録がある 15 人のうち事業所の人事記録及び同僚の証言から入社日を確認することができた 3 人についても、入社日から 6 か月後又は 1 年後に厚生年金保険に加入していることを踏まえると、当時当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番及び訂正は無く、不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かの記憶が曖昧であり、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月ころ、41 年 10 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料の還付を受けた。ところが、41 年 11 月から 43 年 6 月について厚生年金保険被保険者の記録が無いことが分かった。国民年金保険料が還付されたことは、厚生年金保険に加入していたからだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張しているが、同社の事業を引継いだ事業所には当時の資料は保存されておらず、当時の事情を確認することはできない。

また、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 17 人中 7 人及び昭和 42 年 3 月から 43 年 5 月までに被保険者資格を取得した 8 人の合計 15 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況を確認したところ、いずれも不明である旨の回答を得た。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名に退職者を示す斜線が引かれ、被保険者資格喪失日が昭和 41 年 10 月 10 日、健康保険証の返納日が同年 11 月 21 日との記録が確認できる。

なお、申立人は、「国民年金保険料が還付されたことは、厚生年金保険に加入していたからだと思う。」と主張しているが、国民年金と厚生年金保険は制度が異なることから、国民年金保険料が還付されたことをもって厚生年金保険の加入期間であったとは認め難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。